平成２９年（フ）第８２４号
京都市西京区山田北山田町52番地１　キャトルブランシュ　302号、前住所兵庫県姫路市西今宿６丁目２番22―801号　ライオンズマンション姫路西今宿
債務者　坂本宏こと　ＬＥＥ　ＫＷＥＮＧ　李宏
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１０号
京都府向日市物集女町クヅ子15番地の１　パピエＲＡＫＵＳＡＩ　103
債務者　堀井　　洋
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１００号
兵庫県尼崎市大島１丁目10番10号　シャーメゾンＬＥＡＦ201号
債務者　明山　弘志
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２号
奈良市大宮町２丁目４番５―201号
債務者　川尻　泰子
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３号
愛媛県松山市針田町144番地１　したじろ針田１号館７号
債務者　市川　陽介
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２４号
佐賀県西松浦郡有田町外尾山丙1677番地６
債務者　湯口ヨシエ
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第２８号
宮崎市橘通東１丁目12―５　コーポスイートピー108号室、住民票上の住所宮崎市吉村町中原甲2705番地４　セジュールひより203号
債務者　久保田翔子
１　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５９号
鹿児島県鹿児島市上福元町5661番地
債務者　中山千恵美
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
北海道小樽市天神１丁目24番28号、前住所北海道小樽市末広町11番４号
債務者　千秋　和美（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１０号
宮城県白石市福岡長袋字岩崎２番地　Ａ203
債務者　鈴木　啓太
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第１６号
秋田県潟上市昭和豊川竜毛字観音田45番地１竜毛団地61―13
債務者　森田　宏美
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３５号
秋田市寺内鵜ノ木１番32号　アップスタイル310　102号
債務者　若松　　勲
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３８号
秋田市卸町４丁目４番22号
債務者　石塚　郁子
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１号
富山市下堀46番地３
債務者　小松　　隆
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３２号
兵庫県伊丹市美鈴町１丁目４番地の１　セントラル新伊丹802号
債務者　塩谷　美子
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第６号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目19番４号
債務者　白川勝守こと　白　　勝守
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係